

非上場会社の会計基準に関する懇談会 検討結果（概要）

1. 懇談会設置の趣旨

- 日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避すべき又は最小限にとどめるべきなどの意見を踏まえ、非上場会社の実態、特性を踏まえた会計基準の在り方について幅広く検討する。
- 検討にあたっては、我が国の非上場会社の多様性にも配慮し、我が国経済の成長や企業活力の強化に資するという観点も考慮に入れる。

2. 審議経過

- 3月4日に第一回会合を開催し、以後、参考人からの意見聴取を実施しつつ、諸外国での対応も把握しながら検討を行い、本日(7月30日)、第5回会合を開催し、報告書のとりまとめを行った。

3. 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方

(基本的な視点)

- 我が国の非上場会社には、上場会社に近い会社が含まれる一方で、それら以外の中小企業が大半を占め、極めて幅広い構成となっており、また、経理の体制も多様である。
- したがって、非上場会社は、極めて幅広いため、一つのまとまりとして議論するのではなく、区分した上で議論する必要がある。とりわけ中小企業に適用される会計基準、指針については、中小企業の特性を踏まえ、中小企業の活性化に資する観点からとりまとめることが肝要であり、経営者にとって理解し易く、作成事務が最小限で対応可能であり、簡素で安定的なものであることを指向する必要があると考えられる。

(会計基準の国際化との関係)

- 非上場会社の実態を踏まえると、非上場会社、とりわけ中小企業に適用される会計基準又は指針は国際基準の影響を受けず、安定的なものにすべきである。
- ただし、非上場会社の中には、グローバルな活動を行っている会社や上場を計画している会社もあり、そのような会社が、会計基準の国際化を考慮に入れた対応を行うことを妨げるものではない。

(法人税法との関係)

- 現行の確定決算主義を前提としたうえで、中小企業の実態を踏まえて法人税

法の取扱いに配慮しつつ、適切な利益計算の観点から会計基準のあり方の検討を行うことが適当である。

(普及のための施策等)

- 非上場会社の中でも、とりわけ中小企業は、会計基準を遵守する誘因が相対的に低いため、今後は、中小企業の健全な育成を図る観点からも、関係者が協力して、教育、普及に努めることが期待される。
- また、従業員が容易に自社の財務諸表を利用できるようにする方策を検討すべきであるとの意見も出された。

4. 非上場会社の分類と適用される会計基準又は指針

(1) 非上場会社の分類

金融商品取引法の対象となる非上場会社
金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社
会社法上の大会社以外の会社

(2) 各々の分類に適用される会計基準又は指針

金融商品取引法の対象となる非上場会社

- 基本的には広く投資家を対象としているため、従来どおり、基本的には上場会社に用いられる会計基準を適用し、金融商品取引法の規定により対応していくことが適当である。

金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社

- 会計監査人による監査が義務付けられているため、上場会社に用いられる会計基準と整合性を図っていく必要がある。
- ただし、一般的に、上場会社に比べ利害関係者が少ないと想定されるため、今後、上場会社に用いられる会計基準を基礎に、一定の会計処理及び開示の簡略化を検討していくことが適当である。
- 会計監査人による監査が義務付けられているため、引き続き企業会計基準委員会において対応することが適当であると考えられる。

会社法上の大会社以外の会社

- 以下の方針に基づき、具体的な対応を図ることが適当である（表参照）
 - A) 「会社法上の大会社以外の会社」について一定の区分を設け、その区分に該当するものについては、中小指針とは別に新たな会計指針を作成する。
 - ◇ 「一定の区分」の区分方法については、会社の属性（同族会社、法定監査対象外の会社、会計参与の設置を当面予定して

いない会社、資金調達の種類、財務諸表の開示先等。将来上場を目指す企業は対象外とする。) 会社の行っている取引の内容の複雑性(外貨建の取引、デリバティブ等) 会社規模(売上高、総資産、資本金、従業員数等)などを踏まえ検討することが考えられるが、具体的には、報告書公表後、新たな会計指針を作成する際に、関係者にて検討する。

- ◇ 新たに作成する会計指針の名称については、具体的に作成する際に併せて検討する。
- ◇ 一定の区分に該当する会社群に適用する会計指針は、以下の内容とする。
 - ✓ 中小企業の実態に即し、中小企業の経営者に容易に理解されるものとする。
 - ✓ 国際基準の影響を受けないものとする。
 - ✓ 法人税法に従った処理に配慮するとともに、会社法第431条に定める一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に該当するよう留意する。
 - ✓ 新たに設ける会計指針の作成主体は、中小企業庁の研究会の動向も踏まえて、今回の報告書公表後、関係者にて検討する。

- B) 現在の中小指針の見直しに関する対応は、以下の内容とする。
- ◇ 平易な表現に改める等、企業経営者等にとっても利用しやすいものとする。
 - ◇ 会計参与が拠るべきものとして一定の水準を引き続き確保するものとする。
 - ◇ 現在の中小指針を適用する会社群については、中小指針の見直し時に、新たに設ける会計指針の適用される範囲と整合性のとれるものとする。

以 上

(表) 会社の分類と適用される会計基準

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約3,900社	国際会計基準の任意適用	日本基準
① 金商法開示企業 (上場会社以外)	約1,000社	日本基準 連結先行でコンパージェンス	
② 会社法大会社 (上場会社及び①以外) (資本金5億円、又は、負債総額200億円以上)	約10,000社 から上場会社、①に含まれるものの数を除く	作成義務なし	日本基準 (注)簡略化
③ 上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約260万社 から上場会社、①、②に含まれるものの数を除く		中小指針 新たな区分の指針(仮称)

(注) 平成 22 年 3 月 26 日 企業会計審議会総会の資料を一部改編。なお、上場会社の連結財務諸表への国際会計基準の強制適用の判断時期は平成 24 年を目途。

以上

「非上場会社の会計基準に関する懇談会」名簿

座長	安藤 英義	専修大学 商学部教授
副座長	島崎 憲明	住友商事株式会社 特別顧問
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	逢見 直人	日本労働組合総連合会 副事務局長
	池田 隼啓	日本税理士会連合会 会長
	上西 左大信	日本税理士会連合会調査研究部 特命委員
	増田 宏一	日本公認会計士協会 (前) 会長
	小見山 満	日本公認会計士協会 副会長
	久保田政一	日本経済団体連合会 専務理事
	佐藤 行弘	三菱電機株式会社 常任顧問
	神田 秀樹	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
	品川 芳宣	早稲田大学大学院 会計研究科教授
	平松 一夫	関西学院大学 商学部教授
	西川 郁生	企業会計基準委員会 委員長
	新井 武広	企業会計基準委員会 副委員長
(オブザーバー)		
	河合 芳光	法務省 民事局参事官
	三井 秀範	金融庁 企業開示課長
	平塚 敦之	経済産業省 経済産業政策局企業行動課企画官
	濱野 幸一	中小企業庁 財務課長
	松崎 裕之	東京証券取引所 上場部長